

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、健全で透明性が高く、かつ経営環境の変化に迅速、的確に対応できる経営体制の確立を重要な経営課題の一つに掲げております。特に、コンプライアンスにつきましては、経営者のみならず、全社員が認識し実践することが不可欠であると考えております。

このような視点の下、当社は、指名委員会等設置会社の機関設計を採用し、業務執行機能の向上及び経営監督機能の強化を図っております。業務執行機能と経営監督機能との分離により、業務執行者である執行役は機動的かつ迅速な意思決定を行う一方、取締役会は経営に関する基本事項の決定および執行役の業務執行の監督に努めております。

また、社外取締役を中心として構成される指名委員会、報酬委員会、監査委員会の各委員会は、経営の透明性を向上させ、コンプライアンス体制を構築する上で優れた統治機構であると考えております。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社はコーポレートガバナンス・コードの5つの基本原則をすべて実施しております。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

### 【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
シルバ・ファミリー・ホールディングス・エルエルシー	806,927	59.25
ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン スペシャル アカウト ナンバー ワン	200,510	14.72
プロスペクト ジャパン ファンド リミテッド	196,900	14.45
日本シャクリー取引先持株会	27,735	2.03
阪田 和弘	16,100	1.18
高橋 新	8,800	0.64
東京海上日動火災保険株式会社	5,028	0.36
日本証券金融株式会社	4,100	0.30
GOVERNMENT OF NORWAY	3,700	0.27
渡辺 薫	2,400	0.17

支配株主(親会社を除く)の有無	
-----------------	--

親会社の有無	シルバ・ファミリー・ホールディングス・エルエルシー (非上場)
--------	---------------------------------

補足説明

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
-------------	-----------

決算期	3月
-----	----

業種	卸売業
----	-----

直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

#### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 更新

支配株主との取引につきましては、支配株主から独立した社外取締役が過半数を占める当社の取締役会において、一般の市場取引と同様に取引内容及び条件の妥当性等を検討し、慎重な審議を経て決定しております。

#### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

当社には、親会社として、シルバー・ファミリー・ホールディングス・エルエルシーがありますが、当社と同社との間に現在取引関係はありません。また、当社取締役のうち1名は同社のマネージングメンバーを兼任しておりますが、当社の取締役会の過半数(及び当社の各委員会の過半数)はシルバー・ファミリー・ホールディングス・エルエルシーから独立した社外取締役であることから、当社の取締役及び執行役は親会社から独立した独自の経営判断を行うことができる状況にあると考えております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	指名委員会等設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	員数の上限を定めていない
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 <span style="background-color: #d9ead3; padding: 2px;">更新</span>	5名

【社外取締役に係る事項】

社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	
ポール・ハーレー	他の会社の出身者												
マーク・オストロフ	他の会社の出身者												
マイケル・デュピリエ	他の会社の出身者												

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」  
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	所属委員会			独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
	指名委員会	報酬委員会	監査委員会			
ポール・ハーレー						経営者としての経験を当社の経営に活用するため
マーク・オストロフ						会社経営(金融関係)に関する専門的知識を当社の経営に活用するため

マイケル・デュピリエ					独立役員に指定しています。	<社外取締役選任理由> 会社経営(金融機関)に関する専門知識を当社の経営に活用するため <独立役員指定の理由> マイケル・デュピリエ氏は、経営者として豊富な知識と経験を有するものであり、当社は同氏と一般株主の間に利害対立はないと判断しています。
------------	--	--	--	--	---------------	---

## 【各種委員会】

### 各委員会の委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
指名委員会	3	0	1	2	社内取締役
報酬委員会	3	0	1	2	社外取締役
監査委員会	3	0	1	2	社外取締役

## 【執行役関係】

### 執行役の人数

2名

### 兼任状況

氏名	代表権の有無	取締役との兼任の有無			使用人との兼任の有無
			指名委員	報酬委員	
ロジャ・バ・ネット	あり	あり	×	×	なし
佐藤 彰展	あり	なし	×	×	なし

## 【監査体制】

### 監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

### 当該取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項

監査委員会の補佐機関として、経営方針及び会社所定の体制に則って業務が遂行されているかを、公正な立場で評価、指摘する機能を持つ監査部を設けることができるものとしております。監査部は、当社の経営方針に照らして、当社の経営及び一般業務における活動及びシステムを独立してモニタリングし、かつ、評価することで、会計帳簿の正確性及び経営の信用性を確保します。監査部は、独立性及び公正性を保つために、いずれの業務部門にも属さず、またいずれの執行役の管理下にもなく、監査委員会直轄としており、各部門の業務プロセスの適正性、効率性をチェックします。

### 監査委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査委員会は、会計監査人から定期的に当社の会計体制及び財務状況に関し、必要に応じて報告を受けることとしております。また、監査委員会はその監査活動を、会計監査人からの報告に基づき、会計監査人と協力して行います。

当社は経営方針に照らして、経営及び一般業務一切の活動と制度を独自の立場より評価、指摘することにより、会計記録の正確性と経営の信頼性を確保することを目的に監査部を設けており、必要に応じて存続させることができるものとしております。監査部は、独立性と公正性を保つために、いずれの業務部門にも属さず、またいずれの執行役の管理下にもなく、監査委員会直轄としており、各部門の業務プロセスの適正性、効率性をチェックします。

## 【独立役員関係】

### 独立役員の人数

1名

### その他独立役員に関する事項

## 【インセンティブ関係】

取締役・執行役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

現在新株予約権は発行されていません。

ストックオプションの付与対象者

執行役、子会社の取締役、子会社の執行役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

上記の者に対してインセンティブを付与する目的で過去に新株予約権を付与しておりますが、現在は新株予約権を発行していません。

## 【取締役・執行役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

一部のものだけ個別開示

(個別の執行役報酬の)開示状況

一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明

事業報告書において、取締役又は執行役ごとの報酬等の総額を開示しているほか、有価証券報告書において、連結報酬等の総額が1億円以上である取締役及び執行役につき、報酬等の総額を個別開示しています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役については、各取締役の職務内容に鑑みて、無報酬又は、固定金額及びストック・オプション等の非金銭的報酬として定めています。当社の3委員会のおいずれかにおいて議長を務める取締役に対しては、固定金額の金銭的報酬が支払われます。報酬委員会はこの方針を随時評価して報酬の支払いを決定します。その支給水準については、経済情勢、当社の状況、各取締役の職務の内容を参考にして相当と思われる金額を限度としております。

執行役については、各執行役の職務内容に鑑みて、基本報酬、業績連動型報酬、ストック・オプション、退職慰労金のいずれか又はすべての組み合わせで定めております。業績連動型報酬については、売上高、営業利益、キャッシュ・フロー - 及びその他の報酬委員会が適切と認める要素を業績判定要素とし、当社の達成状況に応じて変動させております。各執行役の基本報酬を含む総報酬の支給水準については、経済情勢、当社の状況、各執行役の職務の内容を参考にして相当と思われる金額を限度としております。

## 【社外取締役のサポート体制】

当社は、Eメール、国際速達便、国際電話その他の手段を活用して、社外取締役に対して適宜のタイミングで関係する情報を伝達することとしています。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社の業務執行は、取締役会の監督の下、取締役会の決議に従って、執行役が行っております。当社の執行役は、効率のかつ適切な業務執行システムの構築に関する議論を行うため、必要に応じて、執行役会を開催しております。

当社の各委員会は、社外取締役を中心として構成されており、各人の経営に関する専門知識が当社経営に活用されております。各委員会は、各委員会規則に従い、必要に応じて委員会を開催しております。

監査の状況について、監査委員会は、必要に応じて、取締役会その他の重要な会議の議事録の閲覧のほか、取締役及び執行役から重要な事項の報告を聴取しています。また、会計監査人と監査の方針について打合せを行い、会計監査人との意見交換等を通じて、連結計算書類、計算書類及び附属明細書、事業報告、内部統制システム等につき検証しています。監査委員会は、必要に応じて、経営陣に対して、コンプライアンス及びコーポレート・ガバナンス上の注意を促しています。

ポール・ハーレー氏、レジャ・サベット氏、マーク・オストロフ氏及びマイケル・デュピリエ氏はそれぞれ当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金300万円と法令の定める最低限度額とのいずれか高い額となります。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、健全で透明性が高く、かつ経営環境の変化に迅速、的確に対応できる経営体制の確立を重要な経営課題の一つに掲げております。特に、コンプライアンスにつきましては、経営者のみならず、全社員が認識し実践することが不可欠であると考えております。

経営環境の変化に迅速、的確に対応できる経営体制の確立のためには、業務執行機能と経営監督機能とが明確に分離され、機動的かつ迅速な意思決定に基づく業務執行を可能とする指名委員会等設置会社の統治機構が優れていることに加えて、業務執行の監督機能に重点を置く委

員会設置会社の取締役会と、その取締役会の下、社外取締役を中心として構成される各委員会は、経営の健全性および透明性を高め、コンプライアンス体制を構築する上で優れた統治機構であると考えております。このようなことから、コ - ポレ - ト・ガバナンス機能の向上を狙いとして、2004年6月24日の定時株主総会での承認を得て、指名委員会等設置会社へ移行し、現在も指名委員会等設置会社の形態を採用するものであります。

当社の社外取締役は、法務・税務・会計・会社経営等に関する豊富な経験と幅広い知識を当社の経営に生かすとともに、会社の決定を公正にし、効率的なものにする役割を担っております。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	書面投票制度の採用

### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	事業報告書の掲載	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRに関する担当窓口の連絡先は以下のとおりです。 03-6890-8569 investorrelations@shaklee.com	

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	シャクリーグループの環境保全活動及びCSR活動等の実施についてはシャクリーのウェブサイトに於いて開示されています。 URL: <a href="http://special.shaklee.co.jp/company/csr/">http://special.shaklee.co.jp/company/csr/</a>
その他	インタ - ネットを通じた情報の開示

## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社では、業務の適正を確保するための内部統制システムの整備を目的として、内部統制規則を制定しております。経営方針に照らして、経営及び一般業務一切の活動と制度を独自の立場より評価、指摘することにより、会計記録の正確性と経営の信頼性を確保することを目的とする監査部を設けることができるものとしております。監査部は、独立性と公正さを保つために、どこの業務部門にも属さず、またいずれの執行役の管轄下とせず、監査委員会直轄とすることが予定されており、各部門の業務プロセスの適正性、効率性をチェックします。このほか、日常の業務遂行にあたり、法規制等については、法務担当と関連部署によるダブルチェックを社内ルーティン化しており、また必要に応じて顧問弁護士、会計士等の社外専門家にアドバイスを受けるなど、法令遵守体制の徹底に努めています。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力の介入排除に関し、各取締役、執行役及び従業員（以下「役職員」という。）は、暴力、威力と詐欺的手段を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人（以下「反社会的勢力」という。）とは一切関係を持ちません。役職員は、相手方が反社会的勢力であるかどうかについて、常に通常必要と思われる注意を払うとともに、反社会的勢力と知らずに何らかの関係を有してしまった場合には、相手方が反社会的勢力であると判明した時点や反社会的勢力であるとの疑いが生じた時点で、速やかに関係を解消します。役職員は、反社会的勢力が取引先や株主となって、不当要求を行う場合の被害を防止するため、融資契約等の契約書や取引約款に暴力団排除条項を導入するとともに、可能な範囲で自社株の取引状況を確認するなど、適切な対応を行います。役職員は、反社会的勢力による不当要求がなされた場合や、反社会的勢力と疑われる人物・団体から連絡があった場合には、当該情報を、速やかに管理本部長に報告し、管理本部長は必要に応じて、これを執行役社長に報告するほか、外部専門機関に相談するものとします。

また、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（2007年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申し合せ）を遵守し、管理本部長は、反社会的勢力の介入排除を実現するため、役職員に対し社内研修の実施その他の方法によりこれを周知徹底します。

## その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

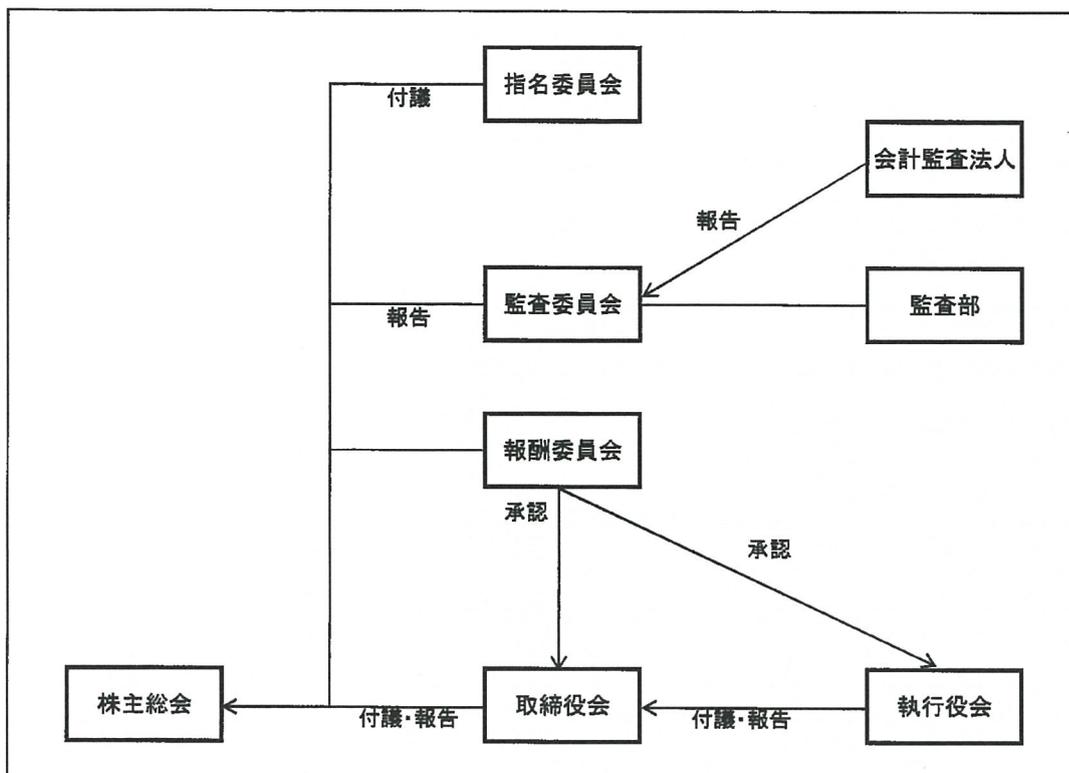
なし

該当項目に関する補足説明

特記事項なし

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

特記事項なし



## 会社情報の適時開示に係る社内体制の状況について

会 社 名 シャクリー・グローバル・グループ株式会社  
( J A S D A Q コード・ 8 2 0 5 )

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

### 記

1. 当社は2004年6月に委員会等設置会社に移行しており、業務の執行と経営に対する監督機能を明確に分離し、コーポレートガバナンス（企業統治）を重視した社内体制の整備を図っております。
2. 会社情報の適時開示につきましては、金融商品取引法その他関係諸法令及び金融商品取引所の諸規則を遵守し、投資者に対して重要な会社情報を適時適切に開示することを基本方針としております。
3. 重要な会社情報は、グループ会社を含めた当該情報の管轄部門から、IRに関する業務を担当する管理本部に集約され、CEOまで迅速に伝達される体制を構築するとともに、社内における情報管理・コンプライアンスを徹底しております。
4. TD ネットへの登録等大阪証券取引所との連絡、および報道機関等への対応については、いずれも管理本部が担当しております。また、投資者等からの開示情報に関する問い合わせについても、管理本部において担当しております。
5. 公表した開示文書は自社のホームページにも掲載し、積極的なディスクロージャーに努めております。

以 上